

東北水田単作地帯における後退期地主経済の動向

——秋田県 200 町歩地主塩田家を事例として——

岩本 純明

(農政学及農業経済学研究室)

昭和54年8月7日 受理

Study on the Landlord-Economy in the Tōhoku Districts, 1884-1945

Noriaki IWAMOTO

(Laboratory of Agricultural Economics)

目 次

1. はじめに
2. 土地所有の推移
3. 小作料収取の動向
4. 金銭収支の構造と資金の運用
5. 小括

1. はじめに

本稿は、筆者も所属する秋田農村史研究会（メンバーは橋本玲子、清水洋二、品部義博の3氏と筆者）の共同研究として継続してきた、秋田県南部水田地帯における地主制の動向を解明する作業の一環として、平鹿郡沼館町に居住する200町歩地主塩田家の経営分析をおこなったものである。われわれはすでに、同地域における大地主たる土田家（平鹿郡館合村、500町歩地主）および小西家（同村、80町歩地主）の分析¹⁾を公けにしているが、この両家の中間に位置する塩田家の分析を加えることによって、当該地域における大地主層の推転過程を一般化するための素材を提供したいと考える。またこの作業を通して、東北型大地主経営の一般像をより鮮明なものに仕上げたいと思う²⁾。

塩田家の居住する沼館町は、土田・小西両家の居村である館合村と同様に典型的な水田単作地帯に属し（1908年の水田率88.0%³⁾）、また同年の小作地率が71.6%（田71.4%、畑72.9%⁴⁾）と地主的土地所有が高度に展開した地域である。

分析の対象とする期間は1880年代後半から1945年までであるが、重点は地主経済がそのピークから後退過程に移行する時期におかれる。とりわけ地主経済の後退過程における有価証券投資の意義と限界を検討した

いと考える。

2. 土地所有の推移

塩田家の歴史⁵⁾は、1709年（宝永6）、沼館村小柳庄兵衛の次男団平（重安）が、雄勝山蔵光院の中興開山である宥受法印からその俗姓たる塩田姓を譲られ独立したことに始まる。この時、初代団平は下川原に石高1斗8升7合の下田（免五ツ）を与えられているが、塩田康之氏の調査（注5参照）によれば、初代団平は「商」（具体的内容は不詳）を営んでいたとされており、これが以後の塩田家の主要な蓄積基盤になったと考えられる。また1700年代後半（第3代団平時代）には新たに質屋業も開始されている。

こうした商業・高利貸業による蓄積をもとに塩田家は徐々に土地所有の拡大をはかり、1774年（安永3）には石高6石8斗8升4合⁶⁾、1815年（文化12）には同29石3斗4升8合⁷⁾の規模に達している。とりわけ文化年間の末期から弘化期にかけての30年間の拡大が顕著で、弘化年間（1844-47年）には石高221石5斗へと著増をみるのである。1800年代初頭からは、その後の塩田家営業活動の中核を占める酒屋業が始められるのであり、上述の土地所有の著増は、この酒屋業に大きく依存したものと推定されるのである。また、この酒屋業開始とほとんど時を同じくして山林経営（杉の植林）も開始され、その後の塩田家経営の重要な一部門を構成することとなる。

以上のように、1800年代前半期において、塩田家経営の中核的部分を構成する、(地主的)土地所有、貸金業、酒屋業、山林経営の4部門が一応出そろっているのである。

塩田家の土地集積ペースは、こののち幕末維新期にかけてさらに上昇する。とりわけ商品経済の相対的に

表-1 塩田家土地所有の推移
Table 1. Landholdings of the Shiota family

年 Year	水田 (町) Paddy field (chō)	水田年間増加率 (町/年) Increasing rate of paddy field (chō/year)	畑 (町) Upland field (chō)	宅地 (町) Residential land (chō)	山林・原野 (町) Forest land (chō)
1883	103.7		8.5	2.4	48.2
88	123.6	4.0	11.2	3.3	52.9
97	134.1	1.2	13.1	6.3	60.6
1907	154.2	2.0	16.2	7.6	70.5
12	187.6	6.7			
20	210.1	2.8			
28	215.6	0.7			
40	213.6	(-)0.2			
46	202.4	(-)1.9			

(注) 「上納入作帳」により作成。

(Note) Source: "Jōnōirisakuchō".

未発展であった東北地方においては、開港および地租改正に伴う農村への商品経済の急激な浸透によって、農民層は急速に分解せしめられる。この結果塩田家は、地租改正を経過し（秋田県における地租改正は1875～77年にかけて実施）、松方デフレ直前の1883年（明治16）には、一挙に103.7町歩もの水田所有を実現し、当該地域におけるトップクラスの地主としての基礎をすでに確立することとなった（表-1参照）。さらに松方デフレ期には年間平均4町歩の増加率で水田所有を拡大し、1888年には123.6町歩に達する。以後一時集積ペースは低下するが、1910年前後の時期には再び年間6.7町歩の増加率を示し、1920年には210町歩とほぼ頂点に達する。その後しばらくは漸増過程がつづき、1928年に塩田家にとってはピークたる215.6町歩を記録する。以後は漸減過程に転じるが、その減少割合はきわめて小さく、1940年まではわずかに年間0.2町歩にすぎない。この減少割合は、太平洋戦争下に至ると若干高まるがそれでも年間1.9町歩にすぎず、結局ピーク時以降の減少面積はトータルで13町歩余にとどまった。土地所有の規模を最も遅い時期まで強固に維持しつづける東北型地主の中にあって、塩田家はその最も典型的なタイプをなすと考えてよいであろう。

なお塩田家は1910年代初頭の時点で、上述の水田に加えて、畑15～16町歩、宅地6～7町歩、山林70町歩（台帳面積）を所有している⁸⁾。このうち山林は、以後も所有面積を拡大していったと推測される。また1800年代に開始された杉の植林は、明治以降も継続して実施されており、塩田家にとって、昭和恐慌期以降の重要な経済基盤となってゆくのである（この点後述する）。

最後に、塩田家所有水田の地域的分布について簡単に検討しておこう。

先に弘化年間の田地所持高を221石余であると述べたが、その地域的分布割合をみると沼館村=49.0%、下川原村=19.0%、矢神村=6.9%、会塚村=2.2%と、のちの沼館町に属する村落に全体の77%が集中している。残りも隣村の柏木村=8.2%、深井村=1.5%（両村はのち福地村に合併）、里見村=13.4%に所持しており、かなり居村に集中した所有形態を示しているのである。

その後の土地所有の拡大過程で塩田家所有水田は隣接各村に漸次拡大してゆく。今これを1920年についてみるならば、2郡10カ町村に210町歩を所有するに至っている。この10カ町村を居村(I)（=沼館町）、隣接町村(II)（=福地、睦合、明治）、(II)の外側に接する町村(III)（=浅舞、吉田、三重、醍醐、下郷）の3地域に区分してみると、(I)に52.7%、(II)に32.4%、(III)に14.9%が所在し、なお過半を居村で占めているのである。また郡外所有の比重は明治村（雄勝郡）の2.9%にすぎず（但しこの明治村は沼館町の南接村）、塩田家土地所有は地域的にかなり集中した姿を示しているといつてよい。前述の諸営業をテコに、肝煎としての地位をフルに活用しつつ幕末期においてすでにかんりの土地所有の集積を実現しえていたことが、このように居村周辺に集中した土地所有形態を示す根拠と考えられる。

3. 小作料収取の動向

表-2によれば、1880年代後半以降における塩田家小

表-2 塩田家の小作料収取
Table 2. Transition of the rent revenue

年 Year	水稻反収 (A)石/反 Rice-productivity koku/tan	反当契約小作料 Contract rent		反当実納小作料 Actual rent		小作料納入 率 (C/B) %	反当小作取 分(A-C) 石/反 A-C koku/tan	実納小作料 総額 石 Total of actual rent koku
		額 (B) 石/反 Amount koku/tan	率(B/A) % Rate %	額 (C) 石/反 Amount koku/tan	率(C/A) % Rate %			
1884	0.864	1.045	121.0					
86	1.374		76.1	1.064	77.4	101.8	0.310	1,230
91	1.120		93.3	0.675	60.3	64.5	0.445	840
95	1.233		84.8	0.792	64.2	75.8	0.441	1,033
96	1.030		101.5	0.849	82.4	81.2	0.181	1,122
97	0.761		137.3	0.767	100.8	73.4	(-)0.006	1,029
98	1.580	1.059	67.0	0.937	59.3	88.5	0.643	1,272
99	1.202		88.1	1.010	84.0	95.4	0.192	1,390
1900	1.390		76.2	1.039	74.8	98.1	0.351	1,447
01	1.619		65.4	1.021	63.1	96.4	0.598	1,452
02	0.938		112.9	0.894	95.3	84.4	0.044	1,297
03	1.458		72.6	1.007	69.1	95.1	0.451	1,490
04	1.607		65.9	0.987	61.4	93.2	0.620	1,489
05	1.010		104.8	0.891	88.2	84.1	0.119	1,354
06	1.260		84.1	1.105	87.7	104.3	0.155	1,691
07	1.932		54.8	1.132	58.6	106.9	0.800	1,745
08	1.982		53.4	1.103	55.7	104.2	0.879	1,767
09	2.094		50.6	1.083	51.7	102.3	1.011	1,801
10	1.545	1.175	76.1	0.948	61.4	80.7	0.597	1,633
11	0.900		130.6	0.765	85.0	65.1	0.135	1,377
12	1.799		65.3	1.126	62.6	95.8	0.675	2,113
13	1.351		87.0	0.968	71.7	82.4	0.383	1,835
14	1.765		66.6	1.142	64.7	97.2	0.623	2,184
15	2.034		57.8	1.143	56.2	97.3	0.891	2,202
16	2.134		55.1	1.200	56.2	102.1	0.934	2,326
17	1.438		81.7	1.155	80.3	98.3	0.283	2,253
18	1.896		62.0	1.173	61.9	99.8	0.723	2,302
19	2.303		51.0	1.095	47.6	93.2	1.208	2,255
20	2.387	1.152	48.3	1.079	45.2	93.7	1.308	2,267
21	2.337		49.3	1.093	46.8	94.9	1.244	2,248
22	2.318		49.7	1.087	46.9	94.4	1.231	2,276
23	2.141		53.8	1.097	51.2	95.2	1.044	2,312
24	2.292		50.3	1.085	47.4	94.2	1.207	2,425
25	2.182		52.8	1.077	49.4	93.5	1.105	2,475
26	2.172		53.0	1.079	49.7	93.7	1.093	2,447
27	1.689		68.2	1.067	63.2	92.6	0.622	2,422
28	2.075		55.5	1.109	53.4	96.3	0.966	2,516
29	2.088		55.2	1.064	51.0	92.4	1.024	2,402
30	2.119		54.4	1.019	48.1	88.5	1.100	2,302
31	1.663		69.3	0.957	57.6	83.1	0.676	2,165
32	1.616	1.147	71.0	0.910	56.3	79.3	0.706	2,058
33	2.173		52.8	1.029	47.4	89.7	1.144	2,327
34	1.596		71.9	0.973	60.9	84.8	0.623	2,195
35	1.607		71.4	1.042	64.8	90.9	0.565	2,352
36	1.725		66.5	1.082	62.7	94.3	0.643	2,438
37	1.848		62.1	1.086	58.8	94.7	0.762	2,447
38	1.890		60.7	1.095	58.0	95.5	0.795	2,468
39	2.100		54.6	1.105	52.6	96.3	0.995	2,491
40	2.066		55.5	1.027	49.7	89.5	1.039	2,308
41	2.414	1.151	47.6	1.035	42.9	89.9	1.379	2,238
42	2.264		50.8	0.941	41.6	81.8	1.323	2,019
43	2.357		48.8	1.021	43.3	88.7	1.336	2,190
44	2.117		54.4	1.029	48.6	89.4	1.088	2,206
45	1.629		70.7	0.866	53.1	75.2	0.763	1,844

(注) 1. 水稻反収は、1884・1896年については秋田県平均（秋田県『秋田県農林水産累年統計表』1957年、25頁）、1886～95、1897～1905、1910年については平鹿郡平均（秋田県農事試験場『秋田県各地域の米生産力の趨勢に関する研究』1955年、11頁）、他は沼館町平均（同前、49頁）による。

2. 契約・実納小作料額は各年度「上納入作帳」により集計。

(Note) Source: Rice-productivity=Akita-ken, Akita-ken norin suisan ruinen tokei, Akita-ken kakuchiiki no komeseisanryoku ni kansuru kenkyu. Contract and actual rent="Jōnōirisakucho".

作料收取の動向は、以下の4つの時期に区分して考えることができよう。すなわちⅠ期=1905年以前、Ⅱ期=1906~20年、Ⅲ期=1921~35年、Ⅳ期=1936年以降、の4期である。このうちⅠ期についてはさらに1897年で前後に区分することも可能であろうが、1897年以前のデータが少ないのでここでは一括して考えることにしたい。

<Ⅰ期> (1905年以前)

この時期反収は年々はげしい変動を示しつつ、ほぼ1.2~1.3石水準で停滞的に推移している。但し1897年で小区分しその前後を比較すると、若干後期の方が反収水準が高まっているかのごとくであるが顕著な差をみることはできない。契約小作料も停滞的で1.04~1.05石水準にある。契約小作料の1905年前後の数値を示しえなかったが、反収の動向からみてそれほど大幅な引上げは困難であったと思われる。

一方実納小作料は、1890年代前半は0.8石前後に低迷しているが、1897年頃から漸増傾向をみせ、以後はほぼ1石前後の水準を維持している。ところで実納小作料の動向で注目されるのは、1897年前後でその動きにやや異なる点が見られることである。すなわち、1897年以前においては反収と実納小作料がほぼ平行に推移しているのに対し、それ以降になると実納小作料は豊凶に関係なく1石前後の水準に固定化されるのである。この結果、実納小作料率はむしろ後期の方が高水準を示しているし(とりわけ凶作年)、また小作料納入率も80~90%台へと大幅な上昇をみせるのである。

ところでこうした実納小作料の動きは、1897年頃を画期として塩田家の小作料収取力が一段と整備・強化されたことに起因するものであろう。例えば、この時期塩田家小作証文が整備されてくるのもその一つのあらわれとみなすことができる。すなわち、同家小作証文を年代毎に整理してみると、ちょうど1897年(明治30)前後の時期に、手書きの証文から木版印刷の形態に統一化されてゆくことがわかるのである。そしてこの木版印刷の証文は、第二次大戦末期に活字印刷の契約書に変更されるまで、ほぼ戦前期を通して使用されている。以下にその文面を示そう(原文はタテ書き)。

小 作 証 券

<空欄>

(ここに貸付地の所在地・地目・面積

小作料等が記入される)

右之通小作致候処実正也毎年十一月限貴宅届

急度皆納可仕萬一相違ノ時ハ保証人ヨリ弁償可仕候若シ右期限前タリ共未納ノ御懸念有之時ハ收穫物悉皆貴殿御勝手ノ処エ積置キ御立会ニテ相替エ前記日迄皆済仕残余引取可申若シ又不足相立候ハゞ保証人ニテ償却可仕候萬一違作ノ年柄ハ苜取季節ヨリ十日前御見分ヲ得鎌入可致候右件々相違致候乎又ハ地処雇作致候時ハ小作御引上ケ相成候トモ一言ノ苦情申上間敷此場合ト雖トモ小作米ハ保証人ニテ弁償聊カ御迷惑相掛ケ申間敷候爲後日保証人連署小作証券如件

年 月 日

小作人 ㊟
保証人 ㊟

塩田団平殿

むろんここに示された内容は、それ以前の手書きの証文に記された内容とそれほどの相違があるわけではない⁹⁾。むしろ両者は、形式・内容ともに酷似しているといつてよいのであるが、それまで個々のケースごとに手書きの証文をとりかわしていた形態から、画一化された内容をもつ証文に統一化しようとしたところに、塩田家の小作人支配機構整備の一端をうかがうるのではなからうか。1897年における小作料納入率の高まりも、こうした塩田家の意欲が現実的にもかなりの効力を発揮したことを示すものであろう。

<Ⅱ期> (1906~20年)

1900年代後半から10年代にかけての時期は、秋田県における水稻反収が飛躍的に上昇する時期にあたる。この生産力上昇は、いうまでもなく、耕地整理を前提とした乾田馬耕の普及(県平均で1907年=32.2%→16年=72.1%¹⁰⁾)、塩水選(37.3%→79.9%)、短冊苗代・正条植(4.9→76.6%)、購入肥料増投(とりわけ化学肥料の増投)に代表される肥培管理技術の向上、亀ノ尾・豊国など耐冷性品種の普及など、いわゆる明治農法の浸透・定着過程を示すものであった。反当生産力は、1911・13・17年などの落ち込みが示す不安定性はなお残しつつも、傾向的には急上昇をとげる。1910年代後半には2石水準を突破し、2.2~2.4石という戦前のピークを画するに至るのである。

一方契約小作料額も、こうした生産力水準の階梯的高まりとⅠ期後半に整備・強化された地主の小作料収取力を背景として、1.175石と約11%の増加をみる。むろんこの小作料引上げによっても、塩田家が獲得しえたのは生産力向上分の一部分にとどまっている。この

時期反収は1.2石から2.2石水準へとほぼ1石にも及ぶ増大を示すのに対し、契約小作料の引上げはわずかに0.1石程度にすぎないのである。この間の生産力上昇の成果の大部分は、直接生産者たる小作農の手中に帰属するに至ったとみてよい。こうした傾向は実納小作料の動向からも同様にうかがうことができる。反収および契約小作料額の増大に伴って、実納小作料水準も上昇し、しかも納入率もほぼ100%前後を実現しているものの、その増大は契約小作料の場合と同じく0.1石程度にすぎない。こうした生産力上昇部分をめぐり地主小作間の取分関係の変化を反映して、実納小作料率は前期の高水準(80%前後)から傾向的に低下しつづけ、ほぼ60%前後の水準へと低落し、さらにII期の終り頃には一気に50%前後へと低落してしまうのである。これに対し小作人取分は、I期の0.338石から0.707石(ともに単純平均)へと2倍以上の伸びを示す。当該時期の平均的な農家の米消費量は1戸当り年間約12石(8人×1.5石/1人)程度と推定しうから、小作取分0.707石のもとでは約1町7反経営以上の小作農において米の恒常的な販売を想定しう。東北水田単作地帯にかなり分厚く存在していた3町以上経営の自小作・小作農(とりわけ前者)の場合には、この時期いちじるしく小商品生産者の性格を強化したと考えることができる¹¹⁾。

<III期>(1921~35年)

前期の末に2.3~2.4石に達しその後高位水準を保っていた稲作反収は、III期の後半に至ると漸減傾向に陥る。27・31・32・34・35年にはほぼ連年にわたって凶作に見舞れ、ために反収は1.6石あたりにまで低落する。これに対し契約小作料は2~3升程度の低下にすぎず、反収低下の影響の多くは小作農が負担するという立てまえとなっている。しかしながら実納額の動きに目を向けると、この間2斗程度の低下となっている。反収低下の4分の1を地主が急担し、残りの4分の3を小作が負担する構造となっているのである。この結果、前期50%程度にまで低落していた実納小作料率は再び上昇し60%前後に達する。

このように経済恐慌と自然災害の両面から打撃を受けた小作農はこの時期再びその負担を強化せしめられる。しかしながらこのことは、地主層が明治中期に最も強固に保持していた小作料取戻力を回復しえたということの意味するものではない。契約小作料の引下げは軽微にとどめたものの、実納小作料の減額は事実上認めざるをえず、その結果反収低下量の4分の1の負担を余儀なくさせられているのである。このため、

小作料実納率の漸増傾向にもかかわらず、納入率は前期からの低落傾向を依然として続け、30年代に入ると一層それを加速化させてゆくのである。20年代前半(20~26年)反当1.176石にまで拡大していた小作人取分も、30年代前半(30~35年)に0.802石にまで減少するとはいえ、II期の平均水準をなお凌駕しており、彼らの小商品生産者の性格はこの間さらに強化されたと考えてよい。

<IV期>(1936~45年)

昭和恐慌の打撃から脱出する過程で急速に戦時経済色を強化してゆくこととなるこの時期は、全国的に稲作生産力が再び伸張する時期をなす。この地域においても、前期1.6石程度にまで低下していた稲作反収は再び上昇過程に入り、II期のピークたる2.4石水準に到達する。秋田県の場合、救農上木事業による土地改良の進展——とりわけ小規模事業への補助金交付——、施肥基準の設定などにみられる肥培管理技術の向上、陸羽132号に代表される耐冷・耐病・多収穫品種の普及等がこの原因であった¹²⁾。1934~43年にかけての生産力上昇のもとで、契約・実納小作料ともに漸増を示す。とりわけ実納小作料は再び1.1石程度にまで上昇するが、II期と同様に、反収増大部分に占める地主取分の比率は低い水準にとどまっている。実納小作料率の傾向的の低落をそれを端的に示している。とりわけ39年以降は、反収がなお増大しているにもかかわらず実納小作料の方は早くも低落傾向に陥っていることが注目される。34~39年にかけて上昇していた納入率も、100%完納を実現することなく低落傾向に入っているのである。表2では、42年をボトムとして小作料実納率が再び上昇に向っているかのごとく示されているが、あくまでもこれは現物表示上の仮象にすぎない。周知のごとく、41年度産米からは「二重米価制」が導入されるのである。今、この点を勘案して実質的な小作料負担を示せば表3のごとくである。小作料実納率は再び回復することなく低下をつづけ、地主的土地所有の経済的内実は急速に空洞化の度を強めてゆくのである。

こうした中で小作人の取分は恒常的に1石水準を越え、上層小作経営における地主からの自立化傾向が一層進展する。むろんこのことは、彼らが全く無拘束な状態で商品生産者の成長をとげていったことを意味するものではない。すでに農業・農民は戦時経済体制の枠組みの中に包摂されているのであり、小作料の実質的負担の軽減をもたらした「二重米価制」の導入も、かかる枠組みを前提として設定されたことは言うまで

表-3 「二重米価制」のもとでの小作料負担
Table 3. Reduction of rent-charge by the double-price system on rice

産米年度 Rice year	反収 (a) 石/反 Rice-pro ductivity koku/tan	生産者米価 (b) 円/石 Producer price yen/koku	a×b 円/反 yen/tan	実納小作料 (c) 石/反 Actual rent koku/tan	地主米価 (d) 円/石 Landlord price yen/koku	c×d 円/反 yen/tan	$\frac{c \times d}{a \times b} \times 100$ %
1941	2.414	49.00	118.3	1.035	44.00	45.5	38.5
42	2.264	49.00	110.9	0.941	44.00	41.4	37.3
43	2.357	62.50	147.3	1.021	47.00	48.0	32.6
44	2.117	62.50	132.3	1.029	47.00	48.4	36.6
45・4月 April	1.629	92.50	150.7	0.866	55.00	47.6	31.6
11月 November		150.00	244.4		55.00	47.6	19.5
46・3月 March		300.00	488.7		55.00	47.6	9.7

もない。小作農民が長年にわたる努力の過程で増大せしめてきた自らの取分についても、その自由な商品化はもはや許されず、低価格による国家への一元的供出が義務づけられてゆくのである。

以上、4期に区分して検討した地主小作関係の推移のもとで、塩田家の小作米収量総量は図-1のごとく推移した。1900年（明治33）を基準として、同家水田所有高の動向と比較しつつこれまでの議論を整理しておこう。

まずI期においては、生産力の低位・不安定性に規定された反当小作料水準の低下（但し率は高率）によって、塩田家小作米総量は水田面積指数よりも恒常

的に低位にある。ところがこの両指数の乖離現象は、II期に至ると急速に解消し、II期の後半からIII期の前半にかけては逆に小作米指数の方が上回るに至る。これは何よりも、反当生産力の急上昇に基づくところの反当実納小作料の増大に起因するものであるが、この時期こそ塩田家経済が最も強固な基盤に支えられていた時期といつてよい。III期の後半からIV期にかけて、一時的例外はみられるものの、再び小作米指数が低位に推移するのである。41年以降は、「二重米価制」にもとづく地主米価の低位固定化によって、実質的にはさらに小作米指数が低下したことはいうまでもない。1930年前後を画期として小作料収取力が以後漸

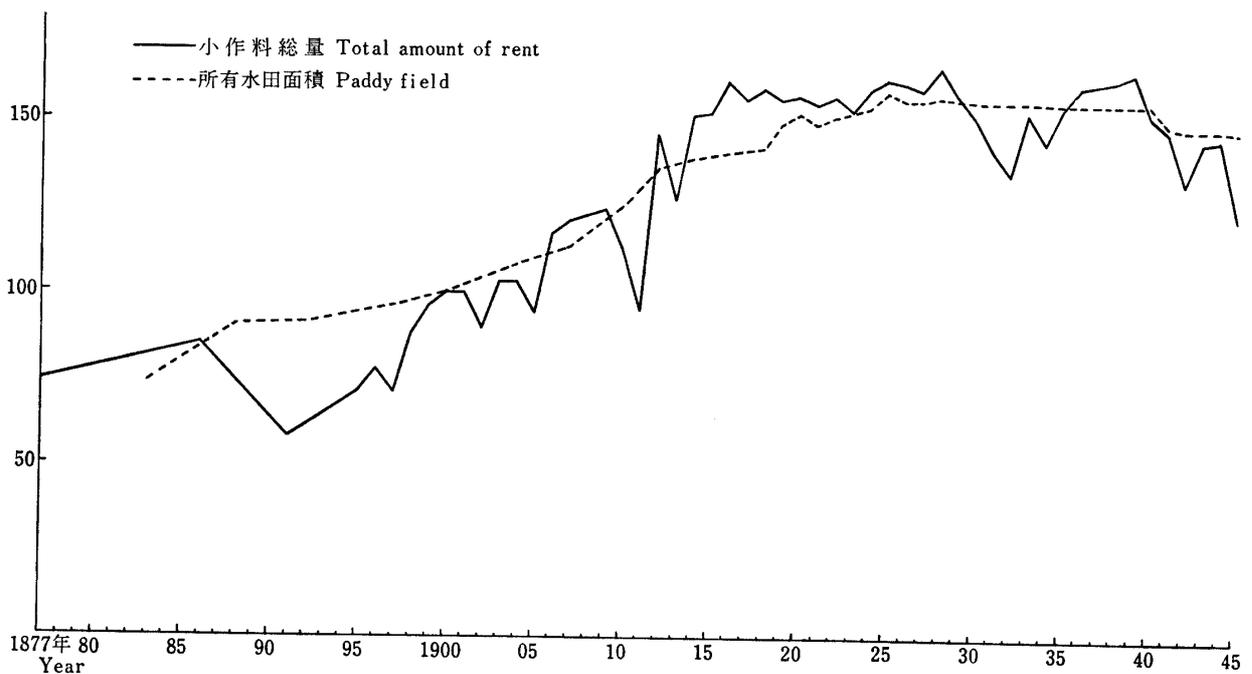


図-1. 水田所有面積と小作料の動向 (1900年=100)
Fig. 1. Scale of paddy field holdings and rent.

次弱体化してゆく中で、それまで拡大の一途をたどってきた塩田家土地所有も、一転して減少過程に陥るのである。

4. 金銭収支の構造と資金の運用

前述の小作料収取動向のもとで、塩田家の収支構造がいかに推移し、またその結果蓄積された余剰資金がいかなる部に投下・運用されたかを検討するのが本節の課題である。取扱う時期は、塩田家経営がピークから後退過程に移行する1910年代後半期以降とする。

① 収支構造

1917年以降における塩田家の金銭収支の構造は、表-4、図-2のごとくであり、以下の4つの時期に区分して考察することが可能であろう。すなわち、(I)期=1917~27年、(II)期=1928~34年、(III)期=1935~40年、(IV)期=1941~45年の4期である。以下この時期区分に即して叙述をすすめよう。

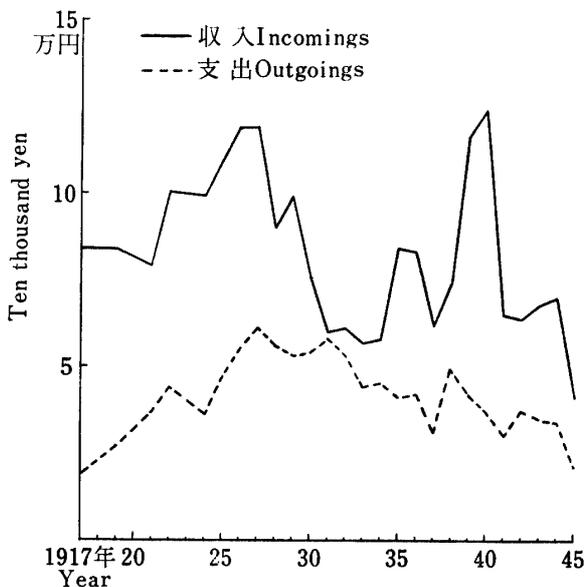


図-2. 金銭収支の動向 (1934-36年価格)
Fig. 2. Incomings and outgoings (1934-36 price).

(注) 卸売物価指数で1934-36年価格にデフレートした。

まず(I)期は、収支ともに急増し27年前後に最初のピークに達する。収入では小作米販売収入比率がやや低下する(60%前後に——但し絶対額は増加)のに対して、配当収入が急増してくる(30~40%台に)。この期の収入増加は、前節で検討したような小作米収取の順調な実現と米価率の好転に起因する米販売収入の

着実な増大、加うるに大正中期急速に進展した有価証券投資の成果=配当収入の激増の両者に主としてよるものであった。一方支出の方も、租税負担率の漸増と家計費の膨張とによって、収入とほぼ同じテンポで増大を示す。しかしながら絶対水準では収入の方がはるかに高水準で推移したため、収入総額の50~70%にも及ぶ多額の収支余剰を連年にわたって実現している。塩田家経済のピークを画する時期といつてよい。

ところが昭和恐慌を含む(II)期に至ると、収支ともに減少に転じる。とりわけ収入の減少が顕著である。この間すべての収入項目において低落傾向に陥るが、決定的な意味をもったのは配当収入の激減であった。配当収入比率は前期の40%前後から一挙に10%程度にまで低落するのである。これは何よりも、昭和恐慌による塩田家投資対象企業の経営破綻——とりわけ同家が集中的な資金投下をおこなっていた日東製氷株式会社の経営破綻(この点後述)——によるものであった。これに対し小作米販売収入の方は絶対額では同様に急減するが、構成比では比率を高め70%台に達する。またこの時期の終り頃には、減少した配当収入にかわって木材販売収入の比率が増大していることが注目される。以後この木材収入が、小作米販売収入と並ぶ塩田家収入の基幹的位置を占めることとなるのである。

一方支出に目を移すと、税金・家計費の硬直性と借入金利子支払いの急増とにより、支出総額はそれほどの低下をみないため収支は一気に逼迫する。収支余剰の額も、31・32の両年を中心として極端に減少するのである。

戦時経済体制が徐々に強化される中で、諸経済指標も恐慌以前の水準を回復する(III)期に至ると、塩田家収入も同様に再増加に向かう。これは何よりも、小作米収取の好転と米価の回復を原因とする米販売収入の増大によるものであるが、前期末以降比率を高めつつあった木材収入の顕著な増大も無視することはできず、40年には小作米販売収入を抜いて第1位の収入項目となっている。これに対し配当収入はひき続き低下し、この間の収入回復に全く寄与していない。

一方支出は、借入金利子負担が税金・家計費と同水準にまで比率を高めるものの、全体としては停滞的に推移したため、かなりの規模の収支余剰を実現している。

ところがこうした収入増加の傾向も40年をもって停止し、(IV)期に至ると再び顕著な減少過程に転じるのである。むろん当年度価格では42年以降も収入の増加をみたかのごとくであるが、デフレート値(1934~

表-4 金銭収支の動向
Table 4. Incomings and outgoings

年 Year	収 入 Incomings							
	総 額 (a) 円 Total yen	内 訳 Items %						
		小作米 販 売 Rice	配 当・ 公債利子 Stock dividends	貸金利子 Interest of loans	預金利子 Interest of deposits	報酬・手当 Salaries	木材販売 Wood	その他 Others
1917	79,651	76.6	16.5	0.6	—	0.0	5.5	0.8
19	128,001	66.1	19.1	0.3	2.0	—	4.5	8.0
21	102,468	52.2	40.3	0.5	0.5	0.0	5.8	0.7
22	126,369	59.2	36.6	1.3	0.0	0.1	2.7	0.2
24	132,901	53.9	40.2	0.4	—	—	5.1	0.4
25	142,035	61.0	28.7	0.7	—	0.0	9.0	0.6
26	138,116	60.2	33.7	0.6	0.1	0.1	4.5	0.9
27	130,628	61.6	31.5	1.0	—	0.4	5.2	0.3
28	99,750	52.9	37.4	2.4	0.4	0.7	6.1	0.1
29	105,908	63.0	29.4	2.0	0.5	0.7	4.2	0.3
30	67,152	75.7	15.3	4.6	—	1.2	3.1	0.1
31	45,108	78.3	15.9	0.3	—	0.5	4.9	0.2
32	50,601	79.3	12.8	0.1	—	1.3	4.5	2.0
33	53,824	72.9	10.6	0.1	2.7	0.2	13.3	0.3
34	56,572	70.1	10.5	0.4	—	0.9	17.5	0.8
35	83,352	61.7	4.8	0.2	—	0.8	31.8	0.7
36	85,645	77.6	6.2	0.3	0.1	0.5	15.2	0.1
37	78,121	85.7	7.3	0.2	0.2	2.8	2.7	1.2
38	97,795	72.9	7.9	0.0	0.3	0.8	17.8	0.4
39	169,690	66.8	4.4	0.1	0.3	0.3	28.0	0.1
40	202,930	44.8	4.4	0.1	1.9	0.5	48.2	0.2
41	114,596	64.6	6.7	0.1	—	0.6	27.1	0.9
42	123,066	75.5	7.2	0.1	—	1.1	13.9	2.2
43	139,669	67.3	7.2	0.1	—	6.5	18.3	0.5
44	161,869	74.9	6.3	0.1	0.1	1.1	14.8	2.9
45	143,604	58.8	5.6	0.2	0.0	0.8	32.6	2.0

(注) 1. 「日勘定」「名寄帳」により集計。

2. 1917年は3月～翌年2月, 1919年は5月～翌年4月までの集計。

3. 収入中小作米販売代金には代金納小作料も含めた。

4. 支出中諸負担は耕地整理費, 水利・土木費, 農会費など。小作関係費は小作米奨励金, 地主会

36年価格)では減少基調で推移していることが明らかである。これは戦時体制下における塩田家の小作料収取力の低下と、「二重米価制」のもとでの米価率の悪化とに起因する米販売収入の減退によるものである。木材収入はこの時期もひきつづき無視しえない比率を占めるが、前期の水準よりもやや低下し、米販売収入の減少をカバーしえていない。しかしながら支出の方も、借入金利子支払いの減少と最大の支出項目たる税金および家計費支出の停滞とによって減少傾向がつつ

いたため、デフレート値で年間2～3万円の余剰が可能となっている。

では、以上のごとき収支構造を前提として、塩田家はそこで蓄積した余剰資金を一体いかなる投資分野に運用したのであろうか。以下その検討に移ろう

② 資産形成

表-5は各年度内における増田家資産・負債の増減を示したものである。これによれば、塩田家資産形成の動きは前述の収支動向とほぼ同様の画期をもって推

総額 (b) 円 Total yen	支 出 Outgoings									収支余剰		
	うち 経営的支出内訳 Management outgoings %					うち 消費的支出内訳 Consumptive outgoings %				借入金 利子 Interest of debts	(a)-(b)=(c) Surplus	
	税金 Taxes	諸負担 Burdens	小作 関係費 Manage- ment cost	労賃 Wages	その他 Others	家計費 House- hold expenses	社寺・交際 Social expenses	その他 Others	円 yen		(c) (a)×100 %	
17,914	39.6	20.9	0.7	4.5	0.2	26.6	4.8	2.8	—	61,737	77.5	
41,300	43.7	3.6	1.4	5.6	7.1	27.8	7.9	3.0	—	86,701	67.7	
47,340	51.2	3.2	1.1	5.7	2.8	31.3	4.1	0.5	—	55,128	53.8	
55,380	51.2	3.1	1.3	4.5	1.6	25.6	9.8	3.0	0.0	70,989	56.2	
48,351	54.0	3.5	3.7	3.6	1.4	23.6	8.4	2.0	0.1	84,550	63.6	
59,698	52.1	2.7	1.7	3.2	4.9	29.5	3.5	0.2	2.2	82,337	58.0	
63,925	50.5	4.4	2.8	2.8	0.4	34.6	2.8	0.4	1.4	74,191	53.7	
66,780	53.6	4.4	2.1	2.7	7.5	21.0	8.6	0.1	—	63,848	48.9	
61,886	50.7	2.7	2.9	4.3	1.3	23.2	3.5	9.5	1.9	37,864	38.0	
57,133	46.8	3.0	2.6	4.6	3.5	35.6	3.9	0.1	—	48,775	46.1	
47,895	51.5	3.5	2.1	3.3	1.5	25.9	3.1	8.9	0.2	19,257	28.7	
43,321	52.6	1.9	0.5	2.6	0.1	24.7	2.3	0.3	15.2	1,787	4.0	
43,607	38.8	2.3	0.2	2.7	0.5	23.8	3.8	0.0	28.0	6,994	13.8	
42,299	43.1	2.9	0.3	3.3	0.3	25.9	1.4	0.0	22.9	11,525	21.4	
43,622	38.0	3.4	0.8	3.1	0.1	29.1	2.5	0.2	22.8	12,950	22.9	
40,965	33.5	4.8	1.6	3.2	0.8	31.7	2.0	0.0	22.4	42,387	50.9	
43,979	28.1	3.3	2.4	5.1	0.7	32.8	1.1	0.0	26.6	41,666	48.7	
38,760	33.4	6.5	1.4	4.9	0.3	25.9	4.5	0.1	23.1	39,361	50.4	
65,040	17.8	2.5	2.2	14.2	0.8	20.9	11.9	8.6	21.2	32,755	33.5	
61,813	27.4	3.6	3.3	4.3	0.5	18.6	5.4	6.7	30.2	107,877	63.6	
60,702	29.5	4.4	3.6	4.7	0.5	34.1	8.2	0.5	14.6	142,228	70.1	
52,154	33.5	6.0	4.5	6.3	0.8	26.5	7.7	0.3	14.5	62,442	54.5	
71,174	33.4	5.4	1.2	9.1	1.6	33.3	4.5	1.5	10.0	51,892	42.2	
71,658	30.7	8.5	3.9	8.5	1.7	31.0	7.4	0.9	7.5	68,011	48.7	
78,471	27.8	5.0	5.8	8.0	4.1	26.3	18.1	—	5.0	83,398	51.5	
72,609	34.0	7.6	2.8	10.1	1.2	34.1	6.2	0.1	3.9	70,995	49.4	

費、小作調停関係費など。家計費には衣・食・住費のほか美術品購入などの奢侈的支出や用途を確定しえない家族員の持出金も含む。

(Note) Source: "Hikanjō", "Nayosechō".

移していることがわかる。すなわち、(I) 期=1917~27年、(II) 期=1928~34年、(III) 期=1935~39年、(IV) 期=1940~45年の4期である（収支構造の時期区分とは(III) 期・(IV) 期の区分年が1年ずれている）。以下各期ごとの特徴を述べよう。

まず(I) 期には、膨大な収支余剰の存在を前提として活発な資産形成が展開する。この内容は主として有価証券投資と土地投資（=土地購入）とであるが、重点は前者にある。

まず土地投資から検討しよう。この時期、土地購入に関しては1919・25年の2つのピークが存在する。19年購入分の内訳は、田6反506（2件）、山林51反019（4件、うち1件は田と重複）で圧倒的に山林が多い。これに対し25年分は、田58反216（2件）で田に集中しており、両年に共通した傾向をみることはできない。ただ、25年購入水田のうち47反517は塩田家と遠戚関係にある小柳家からの一括購入である。塩田家は小柳家に対しかなり多額の資金を融通しているし、また小

表-5 塩田家資産・負債の増減
Table 5. Assets and liabilities

単位：円 Unit: yen

年 Year	資 産 の 増 減 (a)					計 Total	負債の増減(b)		(a)-(b)
	土地・建物 Real property	株・公債 Stock	貸 金 Loan	預金・保険 Deposit	負債の増減(b) Liabilities				
1917	2,733	25,729	(-) 360	10,529	38,631	1,880		36,751	
19	27,543	113,329	2,097	(-)22,773	120,196	(-) 35		120,231	
21	283	56,024	(-) 1,661	(-) 3,963	50,683	1,313		49,370	
22	4,250	37,655	42,417	22,974	107,296	21		107,275	
24	915	9,433	11,998	953	23,299	(-)25,275		48,574	
25	39,534	39,152	6,364	927	85,977	(-)10,684		96,661	
26	6,572	5,072	17,652	1,187	30,483	400		30,083	
27	(-) 267	13,692	16,471	5,264	35,160	543		34,617	
28	(-)13,497	(-)5,335	21,690	4,233	7,091	100		6,991	
29	1,851	946	(-) 6,763	1,510	(-) 2,456	(-)14,950		12,494	
30	(-) 5,232	1,041	(-) 6,435	4,493	(-) 6,133	50,000	(-)56,133		
31	(-) 607	4,476	5,852	5,591	15,312	30,000	(-)14,688		
32	(-) 3	755	5,705	3,240	9,697	101,074	(-)91,377		
33	(-)14,804	(-)1,139	1,579	(-) 9,616	(-)23,980	(-)23,220	(-) 760		
34	(-) 1,551	(-)4,929	(-) 719	3,646	(-) 3,553	(-)13,800	10,247		
35	(-) 1,220	5,831	(-) 24	2,773	7,360	(-)13,166	20,526		
36	(-) 471	1,804	(-) 3,088	3,156	1,401	(-) 7,760	9,161		
37	395	1,863	5,031	(-) 3,505	3,784	27,083	(-)23,299		
38	1,952	3,073	6,669	4,574	16,268	(-)14,816	31,084		
39	(-) 1,896	(-) 213	9,257	3,973	11,121	(-)21,333	32,454		
40	(-)62,571	2,875	(-) 3,382	28,385	(-)34,693	(-)63,133	28,440		
41	(-)18,484	10,780	4,165	(-) 3,441	(-) 6,980	(-)18,332	11,352		
42	(-)14,974	21,140	(-)14,788	1,485	(-) 7,137	(-)17,015	9,878		
43	(-) 300	14,710	2,009	2,274	18,693	(-)17,866	36,559		
44	(-)55,253	12,050	511	(-)13,018	(-)55,710	(-)18,380	(-)37,330		
45	(-) 6,021	—	(-) 3,513	6,081	(-) 3,453	(-)18,225	14,772		

(注) 1. 「日勘定」「名寄帳」により集計。
2. 預金は定期預金のみ集計。

(Note) Source: "Hikanjō", "Nayosechō".

柳家が朝鮮に進出して設立した農園に資金提供もしており、両家の間にはかなり密接な関係が存在したのである。25年の水田購入も小柳家の資金調達——ないしはそれまでの負債の償還——の必要に応えるための、受身の土地購入ではなかったかと推定される。塩田家のこの時期の土地購入への関心は、田よりもむしろ山林に向けられていたと考えられるのである。ともあれこの時期の土地購入は、図-1で明らかごとく、塩田家土地集積の最終局面でのものであった。

一方有価証券投資は、(I)期の資産形成の中核をなしている。第一次大戦期からその後にかけての「株式

ブーム」の時期に、塩田家の有価証券所有も激増するのである。とりわけ19年には一挙に11万円余の投資がなされている。この結果、(I)期における資産純増加全体の61%もの部分を有価証券投資が占めることとなるのである(有価証券投資の詳細については後述)。

収支の急速な逼迫をみる(II)に至ると、それを反映して資産形成も顕著に低下しマイナス基調に転じる。加えて1920~32年の3か年間に計18万円余にのぼる多額の借入金を導入するという事態にたち至るのである。この借入金は、後述の植田銀行合併に伴う出費を補填するために導入されたものであった。資産形成がマ

イナスに転じた主要な原因は土地売却の開始にあった。1928年には田11反109(13,500円)、33年には田4反323(1,300円)、宅地13,505円(面積不明)が売却されるのである。しかしながら売却規模は、地主経営の基盤たる水田でたかだか15反余にすぎず、塩田家土地所有に顕著な変化をもたらすには至っていない。

(III) 期に至ると恐慌の影響からほぼ脱出し、収支余剰は再び増大に向かう。しかしながら、資産形成の方は前期にひきつづき不活発で、かろうじてプラスに転じているにすぎない。この期の余剰は、前期多額に導入した借入金の返済に主として向けられているのである。しかしながら表-4における収支余剰は、表-5の借入金返済規模をなおかなり上廻っている。資産形成・借入金返済以外の支出項目が他に存在したことが推測しうるのである。それが以下に述べる植田土地金融株式会社(以下植田土地会社と略す)への出費なのである。

塩田家はこれ以前、平鹿郡植田村に所在する植田銀行(1897年設立、設立時の社名は今合名会社、1905年植田銀行と改称、1920年時点の資本金50万円)の役員としてその経営に深く関与していた。1928~32年には頭取の地位に就任しているのである。ところで塩田家当主が植田銀行頭取を務めたこの時期は、周知のごとく銀行経営——とりわけ地方銀行——の経営悪化・破綻が全国に蔓延した時期であった。植田銀行の場合も例外ではなかった。とくに1931年11月、青森・岩手両県下をおそった銀行取付騒ぎは、植田銀行にも波及するいきおいをみせた。これを防ぐためにとられた方策が、同地域に植田銀行と並んで存在していた羽後銀行(所在地増田町、1895年設立、設立時の社名増田銀行、1922年羽後銀行と改称、1928年の資本金312万5千円)との合併であった。前記の植田土地会社は、この合併の際、植田銀行時代の負債および不良債権を処理するための機関として設立されたものである。羽後銀行への譲渡資産を無疵にして合併をスムーズにおこなうために、塩田家が中心となってその負担を引き受けることを余儀なくされたのである。塩田家はこの時「数十万円の個人的犠牲を忍ん¹³⁾」だといわれるが、表-5における1932年の多額の借入金もこのためのものであった。このように植田土地会社は、その社名に示された土地抵当金融業務を実際には全く行わず、もっぱら負債の償還を主要な業務としたのであった。このため塩田家は、以後も連年にわたって多額の出費を余儀なくされてゆく。

ところでこの土地会社への出費は、塩田家の家計と

必ずしも明確に区別されていない。例えば税金・借入金の支払い等は、塩田家のものと一括して支払されている例が多いのである。表-6は、表-4に示した塩田

表-6 植田土地金融会社への出費
Table 6. Expences to the Ueda Tochi Kinyu Kaisha

年 Year	円 yen	年 Year	円 yen
1930	11,774	38	9,697
31	35,300	39	—
32	3,000	40	150,000
33	100	41	43,471
34	4,192	42	64,841
35	30,693	43	34,700
36	12,600	44	40,066
37	20,914	45	51,905

(注) 「名寄帳」により集計。

(Note) Source: "Nayosecho".

家支出と重複しない、土地会社への出費のみを集計したものである。これらの多くは預金形態で貸付けられたものであるが、その利子はおろか元金すら回収しえておらず、事実上固定的な支出となってしまっている。これによれば、32~34年にかけて一旦減少していた土地会社への出費は、35年以降再び増加に転じ、とりわけ40年には一挙に15万円もの規模に達している。以後も連年3~6万円の水準の出費を強制されつづけるのである。しかも土地会社への出費は、表-6に示したものだけにとどまらなかったようである。例えば、1932年5月現在の土地会社への預金貸付残高は13万円に達しているし、これは36年7月に至ると32万円に激増するのである。このうち9万円は36年増資株(1,800株)の引受代金として、また15万円は38年増資株(3,000株)の引受代金として相殺されているが——この時の有価証券投資は表-5の集計からは除いてあることに注意——、残金は回収不可能となっている¹⁴⁾。

以上のごとく、(III) 期以降再び実現しえた収支余剰も、塩田家資産の新たな拡大に向けられることなく、もっぱら恐慌期に増大した借入金の返済と植田銀行が抱えていた負債・不良債権の処理につきまざるをえなくなるのであった。

(IV) 期に至っても前期と同様に資産の新規形成は不活発であり、収支余剰は基本的に借入金の償還と土地会社への出費に吸収されてゆく。さらに注目すべきは、(II) 期にみられた土地売却が一層拡大された規模で発生していることである。40、44年を中心に、累計で田11町1602畑3町8202、宅地5,765坪、山林5町

9700の所有地が処分されている。むろんこの規模は、塩田家の土地所有全体からみるならばなお微小な部分にすぎないが、戦時体制の深まりの中でようやく同家の後退過程が決定的に顕在化したことが重要である。

一方こうした土地所有の縮小に対し、有価証券投資は再び増加する勢いをみせる。この期の主要な投資先は、大日本電力・東北振興電力・満州重工業・日本鋳業・日産化学・日立製作など、経済の軍事化に乗って発展した電力・重化学工業であった。戦時下顕著な伸張をみたかかると重工業分野に、新たな投資先を発見し

たところに塩田家の有価証券投資への積極的な姿勢をみることができよう。しかしながらこのことをもってしても、収入の大部分を小作米販売収入が占めるといふ塩田家収入構成の特質に本質的な変化はみられないし、また次節で検討するように、この時期の有価証券所有の大部分は、前述の植田土地会社への投資に固定化されているのである。

③ 有価証券投資の特質

既述のごとく、塩田家の有価証券投資は第一次大戦期における膨大な余剰資産の蓄積をもとに、1910年代

表-7 塩田家有価証券所有の構成
Table 7. Stock investment of Shiota family

単位：% Unit: %

Year		1917年	1920	1924	1928	1932	1936	1940	1943
平 鹿 郡 Hiraga District	銀行 Bank	13.2 (6.0)	7.8 (6.0)	7.3 (7.8)	7.1 (6.1)	0.2 (6.0)	27.6 (—)	51.8 (—)	50.0 (—)
	電力 Hydroelectric	0.9 (8.2)	1.3 (10.8)	8.6 (10.0)	10.0 (8.0)	10.5 (7.0)	4.7 (7.0)	3.7 (6.3)	3.6 (6.7)
	鉄道 Railway	6.7 (—)	8.4 (1.8)	7.1 (2.7)	10.7 (3.5)	14.8 (—)	23.0 (—)	16.7 (—)	16.1 (—)
	その他 Others	— (—)	1.1 (—)	5.7 (0.7)	11.1 (1.5)	13.1 (0.1)	25.2 (0.3)	11.2 (3.7)	9.1 (4.1)
	小計 Total	20.8 (4.2)	18.6 (4.1)	28.7 (5.7)	39.0 (4.5)	38.5 (2.0)	80.5 (0.5)	83.4 (0.8)	78.8 (0.8)
周 辺 郡 Other Districts	電力 Hydroelectric	— (—)	6.2 (5.0)	1.2 (—)	1.0 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	鉄道 Railway	— (—)	— (—)	— (—)	0.3 (—)	0.4 (—)	0.2 (—)	0.1 (—)	— (—)
	その他 Others	— (—)	— (—)	0.7 (—)	0.5 (—)	0.2 (—)	0.4 (—)	0.3 (—)	0.3 (7.1)
	小計 Total	— (—)	6.2 (5.0)	1.9 (—)	1.8 (—)	0.6 (—)	0.5 (—)	0.4 (—)	0.3 (7.1)
秋 田 市 Akita City	銀行 Bank	14.2 (10.3)	8.2 (9.8)	6.4 (9.2)	6.5 (7.9)	6.9 (5.9)	5.6 (6.0)	4.0 (5.3)	3.9 (5.2)
	電力 Hydroelectric	— (—)	0.9 (—)	2.0 (—)	1.4 (12.2)	0.5 (6.9)	— (—)	— (—)	— (—)
	その他 Others	— (—)	0.9 (—)	0.9 (—)	0.8 (3.8)	0.4 (—)	0.7 (6.9)	0.5 (3.2)	1.0 (3.8)
	小計 Total	14.2 (10.3)	10.0 (8.1)	9.3 (6.4)	8.7 (8.3)	7.8 (5.7)	6.2 (6.1)	4.5 (5.1)	4.8 (4.9)
県 外 (東京) Tokyo	銀行 Bank	— (—)	— (—)	0.8 (10.0)	0.6 (10.0)	0.7 (10.0)	0.8 (10.0)	0.6 (9.1)	0.6 (6.5)
	電力 Hydroelectric	— (—)	— (—)	0.1 (10.0)	— (—)	— (—)	0.9 (5.4)	1.1 (7.3)	1.5 (4.4)
	その他 Others	65.0 (23.0)	65.3 (16.0)	59.3 (17.3)	49.9 (9.5)	52.4 (0.1)	11.0 (5.9)	10.0 (9.3)	14.0 (6.2)
	小計 Total	65.0 (23.0)	65.3 (16.0)	60.1 (17.2)	50.5 (9.5)	53.0 (0.3)	12.8 (6.1)	11.8 (9.1)	16.1 (6.1)
合計 Total (yen)	81,218 (17.3)	284,362 (12.3)	425,954 (12.6)	513,137 (7.3)	484,558 (1.4)	338,858 (1.6)	468,217 (2.0)	484,670 (1.9)	

(注) 1. 「名寄帳」により集計。払込額で計算した。 2. ()内は配当率。

(Note) Source; "Nayosechō".

() = dividend rate.

後期に急速な展開をみる。表-7によれば、1917～20年の3年間に、投資先は8社（うち1件は帝国公債）から23社へと著増しているし、また払込金額もこの間に約3.5倍の急増を示すのである。

投資総額は以後も増大をつづけ、28年には51万円余の規模に達する。しかもこの間配当率もかなり高い水準を実現している。とりわけ1910年代後半から20年代前半の時期は、連年10%を越える水準にある。かかる高配当と多額の有価証券投資を前提として、先述のような塩田家収入構成における配当収入比率の高まりがみられたのであった。では、塩田家有価証券投資が最も活発に展開したこの時期における、同家投資行動の特質はいかなる点に求めうるであろうか。

表-8は、1926年時点の塩田家投資先を示したものである。所有株数12,934株、うち払込金額は495,471円に達している。地域別では県外（東京）株が59.2%（払込額比率—以下同様）、次いで平鹿郡内31.9%で、この両者で大半を占める。業種別では、一般に地主の投資選好が強いとされる銀行・電力・鉄道が低く（それぞれ14.2%・1.6%・8.7%）、これに対し一般製造業が3分の2以上を占める。とりわけ東京に所在する日東（のち大日本）製氷会社1社で全体の約半分に達していることが注目される。

ところで以上のような塩田家の投資行動は、当該地域において塩田家と並ぶ巨大地主たる土田家（平鹿郡館合村、500町歩地主）のそれ¹⁵⁾とは、かなり様相を異にするかのごとくである。まず投資規模のちがいである。土田家の1925年（以下特別の注記なき限りこの年の数値を示す）における投資総額は270,496円であり、塩田家をかかなり下回っている。土地所有では逆に土田家の方が塩田家の約2倍の規模にあるのだから、地主経営に占める有価証券所有の比重は、塩田家の方が格段に重いわけである。塩田家収入構成において、一時期配当収入が小作米販売収入と同等の地位を占めたのも、かかる事実の反映であった。投資先の構成をみると、塩田家が中央の一般製造業株に集中しているのに対して、土田家の方は平鹿郡内（51.7%）および秋田市（34.0%）の比率が高く、また業種別では銀行が42.6%で第1位、次いで鉄道が23.1%を占めている。

このように、大正後半期活発に展開した有価証券投資の帰結を示す昭和初年の株式所有構造において、土田・塩田両家はかなり異なった姿を示しているのである。土田家が銀行・鉄道といった、地主の投資先としては比較的オーソドックスな対象を選んでいるのに対して、塩田家の方は、東京に所在する製氷会社1社に

多額の投資を集中しているのである。また投資規模では塩田家が土田家をはるかに凌駕している。これらの点から判断する限り有価証券投資に対する積極性は、塩田家の方により強く見出すことができる。しかしながらこのことは、東北水田単作地帯に所在する大地主としては同一の範疇に属する両家の投資パターンが、質的に異なる性格のものであったことを意味するものではない。その理由をあげれば以下のごとくである。

(i) 有価証券投資に積極的な塩田家の場合でも、収入構成上はほぼ一貫して小作米販売収入が第1位にある。しかも配当収入の比率は、1920年代前半をピークとして以後急進に低下してゆく。とりわけ昭和恐慌を契機として、その比重は決定的に低下するのである。

(ii) 第2は、塩田家が投資総額の約2分の1にも達する巨額の資金投下をおこなった日東製氷株式会社の性格規定にかかわる問題である。当会社については今のところ詳細を知ることはできないが、製氷会社は資本規模からみて必ずしもトップクラスの企業ではない。また1917-24年頃には連年20%前後の高配当を実施し急速な伸びをみせているとはいえ、不安定要因も多くかかっている。塩田家が何故かかる企業に多額の投資をしたのかに疑問が残るのである。この点の検討はすべて今後の課題として残さざるをえないが、筆者としては、塩田家の上述の投資行動には、配当収入の確保という純経済的な目的のみに単純化しえない他の要因——例えば同会社の経営陣との個人的なつながりなど——も与って力があつたのではないかと推定している。

(iii) また仮に、日東製氷会社への投資が高配当を唯一の理由とした投資であったとしても、かかる投資行動は昭和恐慌を契機とする同社の破綻をもって挫折する。すなわち同社は1930年以降無配当に陥り、34年7月にはついに日本産業との合併を余儀なくされるのである。この合併に際して、塩田家所有の日東製氷株6,002株（払込金題235,035円）は、日産株391株（同19,550円）へと約12分の1に評価を切り下げられたのである。この結果、1932年まで過半を占めていた県外投資は一挙に縮小し、これにかわって平鹿郡内投資の比率が顕著な高まりをみせる。

この郡内投資の内訳は、銀行（植田土地会社）および鉄道（横荘鉄道¹⁶⁾）であったが、前者のもつ意味が決定的であった。1940年以降、土地会社だけで全投資額の過半を吸収するのである。この植田土地会社は、すでに述べたごとく、旧植田銀行の負債処理機関であり、株式会社形態をとっているとはいえその運営には

表-8 塩田家投資先一欄 (1926年)

	平 鹿 郡 内 Hiraga District		周 辺 郡 .Other Districts	
	企 業 名 Company	株 数 払込額 株 円 Number of stocks kabu yen	企 業 名 Company	株 数 払込額 株 円 Number of stocks kabu yen
銀 行 Bank	植 田 銀 行 Ueda 羽 後 銀 行 Ugo	710 35,500 50 1,000		
水 力 電 気 Hydroelectric	増 田 水 力 電 気 Masuda	1,400 42,062	皆 瀬 川 水 力 電 気 Minasegawa	100 5,000
鉄 道 Railway	横 荘 鉄 道 Oshō	1,720 42,735	雄 勝 鉄 道 Ogachi	50 250
そ の 他 Others	沼 館 酒 造 Numadate shuzō	725 24,612	秋 田 製 糸 Akita seishi	202 2,525
	沼 館 醬 油 Numadate shōyu	80 3,360	川 連 漆 器 Kawamuraji shikki	30 375
	羽 後 製 氷 Ugo seihyō	100 3,000	稲 積 温 泉 ³⁾ Inazumi onsen	5 100
	東 北 ゴ ム ¹⁾ Tōhoku gomū	10 300		
	横 手 新 報 Yokote shinpō	25 1,062		
	今 宿 運 送 Imajuku unsō	20 500		
	横 手 劇 場 Yokote gekijō	5 250		
	平 鹿 農 倉 Hiraga nōsō	50 1,515		
	沼 館 農 倉 ²⁾ Numadate nōsō	52 2,080		
計 Total	4,947 157,976		387 8,250	

- (注) 1. 「名寄帳」により集計。
2. 1) は1株10円, 2) は40円, 3) は20円である。

塩田家個人が全面的な責任を負わなければならないものであった。当然、所有株式に対する配当を期待するはずもなかった。また今一つの郡内投資先である横荘鉄道も、塩田家が土田家とともにその経営に重要な責任を負った企業であった。同鉄道は、昭和恐慌後全国に蔓延した地方鉄道の経営悪化と軌を一にして経営不振に陥り、連年多額の欠損を生じさせている。塩田家はここでも、全く配当収入の期待しえない企業に対し、その企業の運営に責任を有するものとして資金投下を強制されてゆくのである。

以上のような事情によって、1920年代前半までは土

田家とかなり異なる投資構造を示した塩田家も、1930年代後半以降は急速に土田家のそれと近似した姿を示すようになる。平鹿郡内への投資比率においては、むしろ土田家を上回るに至るのである。土田家の場合もともと平鹿郡内投資の比率が高かったのであるが、昭和恐慌以後もこの特質は基本的に変化せず、前記の横荘鉄道への多額の投資を余儀なくされてゆく。両家ともに、自らがその経営に深く関与せざるをえない地元企業に対し、配当収入はおろか投資元本の回収すら期待しえない投資を余儀なくされてゆく点で共通した性格を示すのである。

Table 8. Stock investment (1926)

秋 田 市 Akita City		県 外 (東 京) Tōkyō		計 Total	
企 業 名 Company	株 数 払込額 株 円 Number of stocks kabu yen	企 業 名 Company	株 数 払込額 株 円 Number of stocks kabu yen	株 数 払込額 株 円 Number of stocks kabu yen	株 数 払込額 株 円 Number of stocks kabu yen
第四十八銀行 No. 48	709 28,290	日本勧業銀行 Nippon kangyō	85 3,200		
秋田貯蓄銀行 Akita chochiku	100 1,250				
秋田土地信託 Akita tochi	100 1,250			1,754	70,490
秋 田 電 業 Akita dengyō	50 625			1,550	47,687
				1,770	42,985
東 北 製 紙 Tōhoku seishi	50 2,500	中 央 製 鉄 Chūō seitetsu	50 625		
秋田水産商事 Akita suisan shōji	50 625	日 東 製 氷 Nittō seihyō	5,306 246,985		
秋田魁新報 Akita sakigake	40 1,250	新 高 製 糖 Niitaka seitō	250 6,125		
		日 本 製 麻 Nippon seima	300 14,000		
		秋 田 木 工 Akita mōkkō	200 8,720		
		南 国 産 業 Nangoku sangyō	270 10,800		
		東京株式取引所 Tōkyō kabushiki	40 2,000		
		帝 国 公 債 Teikoku kōsai	— 1,000		
				7,860	334,309
	1,099 35,790		6,501 293,455	12,934	495,471

(Note) Source: "Nayosechō".

1): 1 kabu=30 yen, 2)=40 yen, 3)=20 yen.

このように、東北型大地主にとって有価証券投資の有する意味には、かなりの限定づけが必要であろう。この点を今少し一般的に検討するために作成したのが表-9である。東北型大地主の事例として、既述の塩田・土田両家のほかに、小西家（秋田県平鹿郡館合村、80町歩地主）、秋野家（山形県西田川郡加茂、350町歩地主）、渡辺家（山形県北村山郡大石田町、500町歩地主）をとりあげ、収入構成に占める小作米販売収入と配当収入の比率を示したものである。

これによれば、東北型大地主における有価証券投資の位置づけに関しては、以下の諸特徴をあげることが

できよう。①東北型大地主の場合、収入構成ではほぼ一貫して小作米販売収入が圧倒的部分を占める。②配当収入は1910年代後半～20年代にかけて増大してくるが、その比率はせいぜい20%どまりである（但し、塩田家の場合は30～40%と例外的に高い比率を示す）。③しかも、このように増大傾向を示した配当収入も、昭和恐慌を画期として以後急速に減少に向かう。この傾向は、配当収入比率の高かった塩田家において顕著である。そしてこの傾向は以後も一貫し、再び配当収入比率が高まる事態はみられない。この過程で当該地域の大地主は、小作米販売収入への依存を再び強化す

表-9 東北型地主における小作料・配当収入比率

Table 9. Rent and dividend-incomes of the landlords in the Tōhoku districts

%

Year	塩田家 Shiotas		土田家 Tsuchidas		小西家 Konishis		秋野家 Akinos		渡辺家 Watanabes	
	小作料① Rent	配当・公債利子② Dividend	①	②	①	②	①	②	①	②
1916年	76.6 ¹⁾	16.5 ¹⁾	86.1	2.3	88	1	83.6	13.1	82.6	—
21	52.2	40.3	88.1	4.9	87	3	83.6	15.0	?	?
26	60.2	33.7	86.4	9.8	89	9	84.9	12.3	82.2	17.4
31	78.3	15.9	75.2	16.1	84	12	76.1	18.5	87.4	6.0
35	61.7	4.8	88.7	8.5	82	12	82.2	13.8	86.0	7.2
39	66.8	4.4	74.2	5.4	87	7	89.2	8.1	61.9	1.8
45	58.8	5.6	?	?	73	1	?	?	97.8	2.2

- (注) 1. 土田家は岩本純明「東北水田単作地帯における地主経済の展開」(『土地制度史学』第69号, 1975年) 36頁, 小西家は品部義博「東北水田単作地帯における地主経営の展開構造」(『土地制度史学』第79号, 1978年) 25頁, 秋野家は山形大学森ゼミナール『庄内地方における地主制の展開』上, 1975年, 54~55頁, 渡辺家は中村政則『近代日本地主制史研究』1979年, 215頁にそれぞれよる。
2. 塩田家の1)は1917年の数値。

(Note) Source: Tsuchidas=N. Iwamoto "Tōhoku suiden tansaku chitai ni okeru jinushi keizai no tenkai", *Tochiseido-shigaku* 69. Konishis=Y. Shinabe "Tohoku suiden tansaku chitai ni okeru jinushi keiei no tenkaikōzō", *Tochiseido-shigaku* 79. Akinos=Yamagata Univ., *Syōnai chihō ni okeru jinushisei no tenkai*. Watanabes=M. Nakamura, *Kindai nihon jinushiseishi kenkyū*.

1) = 1917.

表-10 総括表

Table 10. Summarization

時期区分	土地所有	水稲反収	小作料収取力	小作取分	金銭収支	資産形成
~1905 (日露戦争期まで)	増加 水田 150町歩 (=1904年)	停滞・不安定 1.2石水準	小作料率高率(80%前後) 納入率向上	平均 0.338石/反		
1906~20 (日露戦後~20年 恐慌勃発)	増加 水田 210町歩 (=1920年)	急上昇=2石水 準突破 (明治農法の浸 透・定着)	小作料引上げ(+11%) 納入率もほぼ100%に 小作料率は低下(50~60 %水準) 反収増大の一部分しか地 主は獲得しえず	平均 0.707石/反 に上昇 約2町以上層で恒 常的米販売可能		
1921~27 (20年恐慌~金融 恐慌勃発)	停滞	高位安定化	小作料率50%水準で安定	平均 1.078石/反 小商品生産者化進 展	<1917~27年> 急増→多額の余剰 配当収入比率増大 (30~40%)	<1917~27年> 有価証券投資活 発
1928~34 (金融恐慌~昭和 恐慌期)	停滞 ↓ 減少 ピーク=1928年 (水田215.6町歩)	低 1.6~1.8石水準	実納小作料低下(率は若 干上昇) 納入率顕著に低下=収取 力低下	前期よりやや縮小 平均 0.891石/反	逼迫 配当収入激減 小作米販売比率 の高まり	停滞=土地売却 開始(但し1町 歩程度)
1935~40 (戦時体制期)	減少 (-0.2町歩/年)	再上昇 2.2~2.4石水準	小作料持ち直すか率は低下 増収の大部分は小作の手に	再増加	余剰再び発生 配当収入依然低 下 木材収入増加	停滞 余剰は植田土地 会社へ吸収・固 定化
1941~45 (太平洋戦争期)	減少 (-1.9町歩/年)	停滞 ↓ 低落(44年以降)	「二重米価制」のもとで、 実質的な小作料収取は引 き続き低落	増 加 1石水準維持	余剰縮小	減少=土地売却

(Note) See Summary.

るか、あるいは木材販売収入など他の収入項目を増大させてゆくのである（塩田家および1939年の土田家・渡辺家はこの例である）¹⁷⁾。

5. 小 括

以上、1880年代後半以降の塩田家経済の動向を、小作料収取・金銭収支・資産形成の各側面を中心に述べてきた。これまでの議論を前提に、一般経済動向をも勘案しつつ時期区分をすれば、一応6つの時期に分けることが可能であろう。この時期区分に従って総括したのが表-10である。紙幅の関係上、改めて個々の項目について述べることはしない。以下では、本稿の主題である後退期地主経済の動向について注目すべき点をあげるにとどめたい。

東北水田単作地帯における大地主の後退過程を問題にする場合、2つの画期が存在する。すなわち、昭和恐慌期と太平洋戦争期である。1910～20年代急速な発展をみせた地主経済は、昭和恐慌を画期として一挙に逼迫・破綻する。土地所有はほぼこの時期をピークとして漸減過程に転じる。とりわけ重要なのは、前述の発展期に急増した有価証券投資とそれに基づく配当収入比率の高まりが、この恐慌を境として停滞・縮小に向かうことである。土地所有から有価証券への地主経済の転換は、ここにおいて挫折する。その結果、昭和恐慌からの脱出過程において、地主経済は再び土地所有＝小作料収入への依存度を強化することとなる。しかしながらこの方向も、太平洋戦争下、地主的土地所有に対する各種の制約策が打ち出されてくる中で困難となる。とりわけこの地域では、小作料適正化事業と「二重米価制」による打撃が顕著であった。地主の土地売却はこの時期さらに進行するのである。そして第二次大戦後の農地改革によって、地主経済はその根幹において破砕されることとなるのである。

謝辞 本稿を作成するにあたり、貴重な所蔵資料の利用をお許し下さった塩田家御当主塩田正子様と御子息塩田康之氏に厚くお礼申し上げます。また秋田農村史研究会の諸氏からは、多くの援助を受けた。記して感謝いたします。

注記および文献

- 1) 土田家については、拙稿「東北水田単作地帯における地主経済の展開」（『土地制度史学』第69号、1975年）、清水洋二「東北水田単作地帯における地主・小作関係の展開」（『土地制度史学』第74号、1977年）参照。小西家については、品部義博「東北水田単作地帯における地主経営の展開構造」（『土地制度史学』第79号、1978年）参照のこと。また両家については秋田農村史研究会の『土田家史料目録』（1973年）、同『小西家史料目録』（1977年）がある。
- 2) 東北型大地主地帯における秋田県の位置づけについては、前掲拙稿の「はじめに」を参照のこと。
- 3) 4) 『秋田県統計書』による。
- 5) 以下、塩田家の系譜については、塩田康之「塩田家系譜について」（秋田農村史研究会『塩田家史料目録』1976年、所収）による。
- 6) 7) 各年度「持高書抜帳」による。
- 8) 「諸上納入作覚帳」による。
- 9) 1884年（明治17）のものと比較してみると、小作料納入期限が早まっていること（1884年では11月20日までに半分、12月20日までに残り半分を納める）、毛見請求期限が刈取20日前から10日前に変更されていること、の2点を除けばほとんど同一の内容である。
- 10) 以下の数値は『秋田県史』第6巻、338頁による。
- 11) この点、前掲清水論文をも参照されたい。
- 12) この点詳しくは前掲『秋田県史』第6巻、344～350頁参照のこと。
- 13) 『羽後銀行60年史』1957年、66頁。
- 14) 以上は「名寄帳」の集計による。
- 15) 土田家の有価証券投資については、前掲拙稿44頁を参照。
- 16) 横荘鉄道と塩田家・土田家の関係については、拙稿「地方鉄道と地主投資」（『秋田近代史研究』第23号、1978年）を参照されたい。
- 17) 以上のことは、東北型以外の地帯＝養蚕型・近畿型に属する地主経営にとっての有価証券所有の意義を改めて再検討することを要請するものである。例えば、従来、近畿型に属する地主層は早期に有価証券投資を展開し、収入構成においても小作米販売収入を配当収入が凌駕することが一般的であるとされてきたが、地主の金銭収支にまで遡った分析はほとんど皆無といってよい。近畿型地主経営に関する最も詳細な分析である坂井好郎氏の近著『日本地主制史研究序説』（御茶の水書房、1978年）でも、資料的制約もあって1927年までの動向しか明らかではない。昭和恐慌期以降の地主の有価証券投資の意義に関する検討は、東北型のみならず養蚕型・近畿型の地主経営分析においても、今後の重要な課題であろう。

Summary

What is purposed by the author in this paper is to clarify the developmental process of the large-scale landlord in the Tōhoku districts, with the Shiota family in Akita prefecture taken as a case-study. The Shiotas' accumulations of land which had proceeded from the latter days of the Tokugawa regime to the Meiji era were amounted to be in possession of 216 hectare (chō) in 1928.

The author's conclusions are as follows.

(1) 1884–1905; The Shiotas' concentrations of land proceeded rapidly, with their completion of the management-system controlling the tenant farmers.

(2) 1906–1920; The Shiotas' income from farm rents increased rapidly because of the extended landholding and of the increased rice-productivity. Consequently the Shiotas were enabled to get a substantial amount of surplus funds, a large part of them being invested in stocks.

(3) 1921–1927; The rice-productivity was stable at high level, which enabled the Shiotas to obtain the largest amount of rents in their lifetime. On the other hand, this increasing rice-productivity brought about some rise in the life-levels of the tenant farmers, enabling the upper class of whom to grow into commodity-producing tenants. In this period, as to Shiotas' income, there happened an important change, that is, the income from stocks came to account for 30–40% of all the incomes.

(4) 1928–1934; The decline of Shiotas began after the economic depression of 1927 and 1930. A marked decrease of income was brought about by the falling of the rice-price, the income from stocks showing a sharp decrease, too. After the depression the Shiotas were enforced to reduce their investment, and finally to sell their land.

(5) 1935–1940; The rice-productivity increased and the rice-price rose again. Consequently the Shiotas' income also increased rapidly. But they were incapable of starting any new investment, and were compelled to put almost all the surplus funds in the hands of the Ueda-Tochi-Kinyū-Kabushiki-Kaisha.

(6) 1941–1945; The decline of landlordism was accelerated by the war-system. With the execution of the controlling of rents and the introduction of a double-price system on rice, the Shiotas' income could not help undergoing a remarkable decrease, so that they were compelled to sell their own lands — rice-land and residential land. In spite of such a process as this, the Shiotas still maintained a fairly large landholding — the rice-land of 200 chō and the forest-land of about 100 chō — until the enforcement of the Land Reform was performed after the World War II.